

公益社団法人

館山法人会報

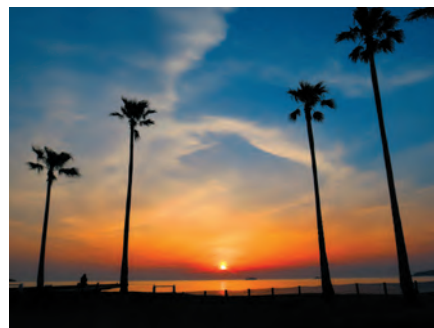
▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



館山湾から望むダイヤモンド富士



主 な 内 容

- 新年のご挨拶 ● 所得税等申告書作成会場の案内
- 令和4年度税制改正に関する提言 ● 納税表彰 ● 理事会・委員会・部会の動き
- 全国女性フォーラム新潟大会参加報告 ● 全国青年の集い佐賀大会参加報告
- 新型コロナウイルス感染症等に関連して支給される主な助成金等の課税関係
- 新型コロナウイルス感染症への対策 ● 健康コーナー「加齢黄斑変性」とは
- 新会員紹介 ● 今後の事業予定

VOL.123

2022.1.15
令和4年



(公社)館山法人会員証

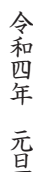
←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシール
を切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して
下さい。

新春を迎え、会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。昨年には全国大会（千葉大会）を控えるのが会員増強運動につきまして、格別なるご理解・ご協力をいただき、無事目標を達成することができました。心から感謝申し上げます。さて、地域経済は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然と厳しい状況が続いています。

このような状況から 国はコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を盛り込んだ補正予算を昨年12月に成立させ この経済対策を景気に ウイズコロナの下 一日も早く通常に近づけることを目指す この対策等により 地方の中小企業まで景気回復を実感できるよう経済が好循環することを目指す

館山法人会は 引き続き公益法人として 法人会の理念のもと税務行政の推進 地域社会への貢献 会員企業の健全な発展への貢献に努めてまいりたいと存じます

本年もご指導ご支援をお願い申し上げます



公益社団法人 館山法人会
会 長 本 間 亨

謹んで初春のお慶びを申し上げます
旧年中は 本間会長をはじめ館山法人会の皆様方には 税務行政について多大なるご支援ご協力を賜り誠にありがとうございました

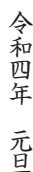
私ととも館山税務署は、安房地域の実情を踏まえた税務行政の遂行に取り組み、信頼される税務署を目指して参りますので、本年も変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウィルス感染症の影響については、依然として予断を許さないものものまでの2年間に比べて状況が著しく改善しているところ、本年は、館山法人会におかれましては、地域社会へ貢献、租税教育、税知識普及、納税意識高揚に向けた様々な事業活動をいよいよ活発に展開できそうですをお祈り申し上げます。

また、法人に関連する税制については、質上げ税制の拡大や電子帳簿保存法改正による電子情報保存義務の2年先延ばしなど、本年も様々な動きがみられます。

館山税務署では、皆様方との緊密な連携のもと、新たな制度等の迅速・正確な周知広報に努めます。円滑な税務行政の実現に尽力するとともに、引き続き、納税者利便性の向上のため、e-Taxやキャッシュレス納付など税務行政のデジタル化を強く推進して参りますので、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、館山法人会の益々の発展並びに会員の皆様方のご多幸とご繁栄を心より祈念申し上げます。



館山稅務署長 中澤 弘治

令和4年 元日

名誉会長	本間 明	常任理事	川名 光俊	常任理事	谷 昭一	常任理事	川名 陽一	常任理事	鈴木 辰也
相談役	平田 哲平	"	早川 金光	"	本橋 亮一	"	古宮 真一	"	鈴木 誠一
会 長	本間 亨	"	島田 誠一	"	角田 眞一郎	"	柴田 栄樹	"	小林 稔
副会長	鈴木 義康	"	吉本 晃	"	村井 智博	"	高梨 潔	"	鈴木 利恵
"	平野 好正	"	吉田 政紀	"	早川 光樹	"	齋藤 守彦	"	柴田 一
"	秋山 準治	"	平田 英雄	"	小川 玉江	"	小原 將弘	監 事	鈴木 弘明
"	綱嶋 茂信	"	飯田 彰一	"	日暮 靖	"	庄司 義則	"	刈込 浩一
"	清宮 和子	"	手塚 節	"	栗原 保博	"	落合 薫	"	伊豆倉和之
常任理事	宮沢 治海	"	田原 智之	"	安田三喜夫	"	篠寄 忠昭		
"	友野 修	"	瀧島 修	"	望月 昇	"	辰野 方哉		

署	長	中澤 弘治
総務課	長	坊野 武彦
法統課第1部	門官	藤井 雅英
法統課第2部	門官	中山 信之
法統課第1部	門官	三棹 貴史

管統徵統個統資統
理運
括部
收部
課稅
人課稅
產課稅

支 部 長	佐藤 裕介
副 支 部 長	鈴木 弘明
副 支 部 長	羽山 信一
副 支 部 長	相樂 行孝
総 務 部 長	早野 喜良

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の

申告書作成会場

開設期間

1月24日(月)～3月15日(火)

会場

館山税務署

(館山市北条1164)

※土、日及び祝日を除く。

受付・相談

受付 午前8時30分 から
午後4時 まで
(提出は午後5時まで)

相談 午前9時 から
午後5時 まで



会場への入場には「入場整理券」が必要です！

☆ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで事前に入手することができます。

☆ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

オンラインで
事前発行

LINEアプリで国税庁公式アカウント
を友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

来場される方へのお願い

☆ ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。

☆ ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

☆ 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに来場を控えていただくようお願いいたします。



館山税務署

TEL 0470(22)0101(代表)

- ◎ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税財政改革の実現を！
- ◎適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- ◎コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- ◎中小企業にとって 事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

法人会では毎年「税に関する提言」を発表し、周知を行うとともに国・地方自治体等に提言活動を行っています。

令和4年度 税制改正に関する提言 (要約)

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

- ・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- ・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のP B黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
- ・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- ・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリッ

- クの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

- ・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制

度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
(1) 役員給与は原則損金算入とすべき
(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

1. 所得税のあり方
(1) 基幹税としての財源調達機能の回復
(2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
(3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
(3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
(4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
(5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

おめでとうございます

税を考える週間行事

令和三年度納税表彰式

納税功勞で個人11名、1団体が受賞
租税教育で

小学生の「税に関する書写作品」表彰

管内24校1,823人が応募

表彰作品は館山駅市民ギャラリー

イオン館山・鴨川店に展示

中学生の「税についての作文」表彰

税を考える週間（11月11日から11月17日まで）の主要行事である「令和3年度納税表彰式」については新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催中止となりましたが、11月12日に館山税務署で表彰状及び感謝状の贈呈が行われました。例年、館山税務署をはじめとする9団体共催により多くの来賓を迎えて納税表彰式を開催していましたが、本年は、受賞者、館山税務署及び受賞関係団体の長のみにより、贈呈が行われました。

表彰状及び感謝状の贈呈では、中澤弘治館山税務署長から長年にわたる納税功勞が評価され、個人11名と1団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

この後、納税功勞による国税庁長官表彰1名の披露が行われました。

次いで、租税教育関連の表彰として「小学生の税に関する書写作品」や本会が支援している館山税務署管内納税貯蓄組合連合会主催の「中学生による税の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に中学生及び高校生による税をテーマにした作文の優秀作品の朗読が行われました。

中学生の「税についての作文」

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

『人助けとなる行動』

南房総市立富浦中学校 第三学年 佐藤 愛海

私が中学校に入学し、約五ヶ月がたった頃の二〇一九年九月九日に、南房総市に台風十五号が上陸しました。この台風は関東地方に上陸したもののとして、観測史上最強の勢力で上陸しました。この台風により家の瓦が飛び、外にあった小屋も飛んでいつてしまいました。家の周りにはどこから飛んできたのかもわからない物が、たくさん散乱していました。私の通っている中学校でも、窓ガラスが割れ、床には水が染み込み、雨漏りしている所もありました。体育館も窓ガラスが割れ、側壁も大きく崩れてしまっていました。数ヶ月、体育館での活動は全くできませんでした。

十日近く続いた停電。飛来物の掃除をし、汗をかきクタクタになった夜に、お湯の沸いた温かいお風呂に入る事が出来なない。温かいご飯を食べる事も出来ない。涼しい部屋で休む事も出来ない。それでも楽しく過ごそうと家族皆で出来る事を工夫して過ごしました。

そんな中、学校には電気が通っていたので学校へ登校する事となりました。学校や同級生の被害を聞き、「いつになったらまたもとに戻るのだろう。」「とても不安になりました。それから数ヶ月後、家、校舎、体育館、全てが以前と同じようになつたわけではないけれどもとに戻す事ができました。

しかし、私には気になることがありました。それは、修繕費です。被災し不安な気持ちもあるのに多額な修繕費を支払わなければいけないのかと思い、調べてみました。

この台風は激甚災害に指定されたため、全壊・大規模半壊の世帯に対し被災者から申請がある場合「被災住宅修繕緊急支援事業補助金」という補助金を受けとれるということがわかりました。

この補助金は、被災した住宅を修繕する居住者に対し、市町村が補助金を交付する事業を行う場合に、予算の範囲内で県が

支援する制度です。災害救助法に基づき、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理を実施し、被災者が引き続き元の住宅に住むことが出来るように支援する制度です。

台風の被害にあった時、私はまたもう一度以前と同じように生活出来るのか、不安に思う事もありました。しかし、補助金という税金が活用されることで、またもとの生活を送れるようになった人がたくさんいると思います。

日本は、毎年のように大きな災害が起き、被災している人もたくさんいます。被災した時は、自分の力だけでなく、多くの人の協力が必要です。被災した時に使われる税金も人を助ける、助かる一つの方法です。国民一人一人が納税の義務を果たした結果、どこかで誰かの役に立てれば良いなと思いました。納税という一つの行動で人の役に立てればと思います。

受賞者名簿

館山税務署長表彰

（税務功労）

小川 玉江

（公益社団法人館山法人会 常任理事）

佐藤 均

（館山間税会 理事）

角田 眞一郎

（公益社団法人館山法人会 常任理事）

山崎 勝

（一般社団法人館山青色申告会 理事）

館山税務署長感謝状

（税務功労）

尾高 令哲

（一般社団法人館山青色申告会 理事）

落合 薫

（公益社団法人館山法人会 常任理事）

加藤 晃生

（一般社団法人館山青色申告会 理事）

篠寄 忠昭

（公益社団法人館山法人会 常任理事）

鈴木 弘明

（公益社団法人館山法人会 監事）

緑川 健二

（館山間税会 理事）

（租税教育推進校）

南房総市立富山小学校

東京国税局長表彰

小泉 正

（一般社団法人館山青色申告会 副会長）

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催：館山税務署

後援：公益社団法人館山法人会

一般社団法人館山青色申告会

【最優秀賞】

神作 咲良 南房総市立三芳小学校（1年）

富永依千穂 鋸南町立鋸南小学校（2年）

神作 太郎 南房総市立三芳小学校（3年）

石井 音愛 館山市立船形小学校（4年）

川名 尊士 館山市立北条小学校（5年）

梶山まるみ 南房総市立白浜小学校（6年）

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会

国税庁

【東京国税局管内納税貯蓄組合

連合会 優秀賞】

佐藤 愛海 南房総市立富浦中学校（3年）

【館山税務署管内

納税貯蓄組合連合会 会長賞】

伊勢田 希 館山市立第一中学校（3年）

岡崎 杏里 南房総市立三芳中学校（3年）

【館山税務署長賞】

別所 美来 館山市立第一中学校（3年）

【千葉県館山県税事務所長賞】

花輪光太郎 南房総市立富浦中学校（3年）

【市町長賞】

館山市長賞

岡田 彩希 館山市立房南中学校（3年）

小澤 咲希 館山市立房南中学校（3年）

白幡 陽 館山市立第一中学校（3年）

鴨川市長賞

平野 剛琉 鴨川市立安房東中学校（3年）

南房総市長賞

阿津坂陽彩 南房総市立三芳中学校（3年）

安西 莉子 南房総市立三芳中学校（3年）

上村 瑠海 南房総市立富山中学校（3年）

【一般社団法人 館山青色申告会 会長賞】

大西 ひな 南房総市立三芳中学校（3年）

【公益社団法人 館山法人会 会長賞】

川島 佳歩 館山市立第一中学校（3年）

【東京国税局管内納税貯蓄組合

連合会 優秀賞】

佐藤 愛海 南房総市立富浦中学校（3年）

「人助けとなる行動」

【最優秀賞】



三芳小1年
神作 咲良



鋸南小2年
富永依千穂



三芳小3年
神作 太郎



船形小4年
石井 音愛



北条小5年
川名 尊士



白浜小6年
梶山まるみ

秋の支部ゼミ懇談会の動き

署長卓話「租税条約の基礎知識」 税務研修「インボイスについて」 法人会の福利厚生制度



6支部合同ゼミ

令和元年房総半島台風による影響、令和2年には新型コロナウイルスの影響で中止されていた秋の恒例行事「支部ゼミ懇談会」は9月30日の新型コロナウイルス等対策措置法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、支部ゼミ懇談会が鴨川6支部合同で3年ぶりに49名の参加の中、実施されました。鴨川6支部を代表し、篠寄支部長のあいさつに続き、中澤署長が自己紹介をし

ながら税務当局への協力をお願いしながら挨拶。その後、税務研修会に入り初めに署長卓話「租税条約の基礎知識」。財務省主税局時代に担当した国際課税の基礎知識として所得税・法人税の課税範囲、国際課税の論点を、租税条約の基礎知識として租税条約の種類、租税条約の目的、我が国の租税条約などを説明。続いて藤井法人課税第一部門統括官からは令和5年10月1日から開始される「インボイス（適格請求書等保存方式）制度」の説明。続いて三棹法人課税第一部門調査官から消費税の基本的な仕組みと適格請求書の記載事項の留意点、適格請求書発行事業者の義務、仕入税額控除の要件、令和3年10月1日から受付開始された適格請求書発行事業者の登録申請手続など「インボイス制度」

の実務面をわかりやすく解説していただきました。研修会に続いて、法人会と提携している保険会社による各種保険の保険内容、事務局からは資料の説明や会員増強のお願い等の連絡をし終了しました。

新型コロナウイルス感染防止のため例年実施している税務署幹部を囲んでの意見交換会は実施を見送りましたが、2年間見送られてきた支部ゼミ懇談会も来年に向け、明るい兆しが見えてまいりました。支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。

理事会

委員会

部会

の動き

理事会等

◎第3回理事会

9月7日（火）
夕日海岸ホテル

- ・令和3年度事業の執行状況について
- ・令和3年度会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について

出席者 33名



第3回理事会 9月7日

税制委員会

「令和4年度税制改正に関する提言」の地元国会議員及び地方自治体に対する要望活動
10月12日（火）

要望先

国会議員 浜田靖一氏
館山市長 金丸謙一氏
館山市議会議員 石井敬之氏
（要望先は全法連の指示による）
参加者 2名

広報委員会

会報編集会議

◎第2回広報委員会

11月18日（木）
法青会館にて

・会報第123号編集会議
出席者 9名



広報委員会 11月18日

組織委員会

会員増強を図るため管内各金融機関を訪問し、協力を依頼
9月16日（木）

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、館山信用金庫

◎第1回組織委員会

10月6日（水）
出席者 3名



保険会社3社・館山法人会会員増強推進
連絡会議 10月7日

◎保険会社3社・館山法人会
会員増強推進連絡会議
10月7日(木)
・夕日海岸昇鶴
・会員増強運動について
出席者 21名



組織委員会 10月6日

・夕日海岸昇鶴
・会員増強について
出席者 10名



青年部会 10月18日

◎全法連「全国青年の集い」
佐賀大会
11月25日(木)・26日(金)
佐賀県佐賀市文化会館
SAGAサンライズパーク
総合体育館

◎部会例会
10月18日(月)
夕日海岸昇鶴
・今後の行事について
・会員増強について
・税務研修会
「租税条約の基礎知識」
講師 中澤弘治館山税務署長
出席者 19名

青年部会

・部会長サミット
・租税教育活動プレゼンテー
ション
・健康経営ファイナリスト事
例紹介
・大会式典
・記念講演(リモート公開)
「体と心・仕事と家庭
バランス良く過ごすために」
講師 優木 まおみ氏
参加者 1名

女性部会

◎役員会(幹事以上)
9月28日(火)
夕日海岸昇鶴にて
・今後の行事予定について
・会員増強運動について
・税務研修会
「租税条約の基礎知識」
講師 中澤弘治
館山税務署長
参加者 34名



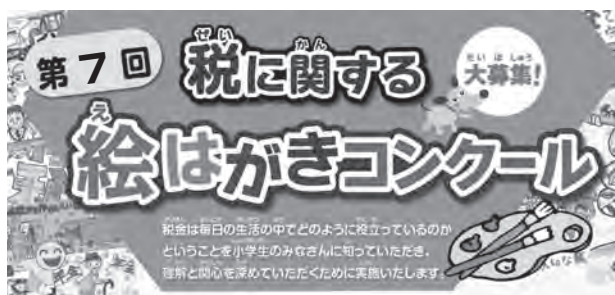
女性部会 9月28日

◎視察研修
本年度は、新型コロナウイルス
感染の懸念から実施せ
ず。

源泉研究部会

◎第1回税務研修会
10月26日(火)
夕日海岸昇鶴
・年末調整・法定調書について
講師 藤井法人第1統括官
鈴木管理運営部門
統括官

女性部会が租税教育活動



源泉研究部会 10月26日

三棹法人第1部門
調査官
江洲法人第1事務官
出席者 17名

第15回

法人会全国女性フォーラム 新潟大会に参加して

～新時代 令和にはばたく女性の力～



女性部会副部長
(株)やます
鈴木 利恵

法人会全国女性フォーラムが、十一月十六日、朱鷺メッセ新潟コンベンションセンターにて開催されました。コロナ感染症拡大のため、昨年の愛媛大会の中止、今大会の延期により、二年半ぶりの開催となりました。開催の決定も一か月前であったため関係者のご尽力もひとしおであったと思いますが、適切な感染対策のもと全国から一千二百名を超える参加者を迎え、万全を期して成功裏に導かれたことに敬意を表します。第一

部は佐渡出身の文化庁前長官 宮田亮平氏による「ときめきのとき」と題された記念講演でした。東京藝術大学の前学長でもあり、広い会場を隈なく歩きながらの映像を駆使したユニークな講演スタイルで、あつという間の一時間で、宮田氏のたくさんの芸術作品をはじめ、今まで存じ上げなかった様々な独創的な文化活動が紹介され、芸術や日本文化の素晴らしさを楽しみ、身近に感じさせていただきました。

ユーモア溢れる謙虚なお人柄ながら、「私たちは凄いとだけ覚えて帰ればよい」と日本人の誇りを教示されました。氏の信条「鼻歌まじりの命懸け」「失望と失敗は違う」とい



酒井女性連協会会長挨拶

うことなど、深い感銘を与えて下さった講演でした。

第二部では女性部会スローガンが唱和され、法人会総連合、法人会連合会、新潟県連の主催者はじめ、国税庁関係の皆様、新潟県知事、新潟市長等、多数のご臨席とご挨拶をいただきました。この女性フォーラムは全国の法人会女性部会員の資質向上と情報の共有化による部会活動の活性化を目的としています。大会では新潟県連各女性部会の社会貢献活動、SDGsに則した活動、地域に根差したイベ

ント、勉強会や親睦会などの会員交流が活発に行われていることなどが披露されました。また、「食品ロス」の社会問題も提示されました。女性部会一同が頑張っておられる様子が、一人ひとりの意識向上に繋がりが、それぞれの地域の活性化に寄与していくのではないかと思います。

租税教育活動の一環として女性部会が独自に取り組んできました「税に関する絵はがきコンクール」には二十万点を超える応募作品がありました。その中から入賞作品が広



記念講演 宮田亮平氏

い展示会場に展示されており、会場のスライドでも紹介され、子供たちの感性の豊かさを頼もしく感じた次第です。

PR映像「新しい形 新潟から」が放映された後、次回開催地である静岡県の連絡協議会会長に大会旗が引き渡されました。全国規模で情報を共有するこのような意義深い大会がコロナ禍に負けない力となり、さらなる発展となりますよう願うとともに、次回静岡大会が無事開催されますことを祈念いたしましてご報告とさせていただきます。

大会スケジュール

- ◎第1部：記念講演
「ときめきのとき」 宮田亮平氏
- ◎第2部：大会式典
- ◎第3部：懇親会
- ◎物産展
- ◎税に関する絵はがきコンクール/パネル展示

法人会全国青年の集い 佐賀大会

・佐賀市文化会館・SAGAプラザ総合体育館



青年部会部会長
鋸南 不動産(株)
柴田 一

新型コロナウイルス感染症拡大により、開催が危ぶまれていた全国青年の集い佐賀大会ですが、500名限定の現地参加とリモート参加を併用した「ハイブリット開催」として「新たな大会のカタチ」として、11月25・26日に佐賀市文化会館にて開催され、出席させていただくことが出来ました。これも大会主催者、関係者の皆さんのおかげだと思います。

初日の部会長サミットでは、例年の「円卓会議」形式ではなく、全国法人会総連合青年部会連絡協議会会長佐藤知樹氏がコーディネーターを務め、歴代会長3名を迎えての「パネルディスカッション」形式によるもので、青年部会の3本の柱である「租税教育活動」「部会員増強」「財政健全化のための健康経営プロジェクト」

ト」についての話をさせて頂きました。今後の活動にいかしたいと思います。例年ですと、この後部会長ウエルカムパーティーという流れになるのですが、併設のSAGAプラザ総合体育館において懇親会となりました。佐賀県は当然のことながら焼酎の生産、消費が盛んなのだと思っていました。意外にも日本酒の生産が盛んなのでしょうか？

佐賀県法人会連合会会長のあいさつの中で「乾杯は日本酒で」という条例があることを伺いました。地域の産業を活性化することを目的とした面白い条例があるので、千葉県、安房地域にもそんな条例があるのでしょうか？その後、美味しい佐賀の食材がいっぱい詰まったお弁当と、佐賀の地酒でのおもてなしを受けました。全員横並びの正面を向いての懇親会でしたが、たまたま隣の席が他県の部会長で会話することができ、有意義な時間を過ごすことが出来ました。

ここで、佐賀出身のお笑いコンビ「どぶろっく」の登壇です。コンビ名の由来はどぶのような男とろくでもない男だそうです。

ご存じの通りエロおもしろい歌で盛大に行きたい所ですが、大人の対応で盛り上がる事が出来ました。

大会2日目、「租税教育プレゼンテーション」では、各局連を代表する11単位会がプレゼンテーションを行いました。

続いて行われた「健康経営大賞」ファイナリスト事例の紹介では、青年部会の新しい活動の柱である「財政健全化のための健康経営プロジェクト」として、各地で行われた素晴らしい活動についてエントリリーされた59単位会と131部会員企業から、1次審査、2次審査を通過した5単位会、5企業が発表を行い大会式典において表彰が行われました。

「租税教育」では、佐賀県佐賀法人会が最優秀賞、「健康経営プロジェクト」では、青年部会部門最優秀賞静岡県磐田法人会 企業部門最優秀賞札幌北法人会アイビツク食品(株)が、受賞いたしました。

記念講演では「身体と心・仕事と家庭バランスよく過ごすために」講師は佐賀市プロモーション大使を務める優

木まおみさんです。トークショー形式で、プライベートな話などを交えて自身の経験などを話していただきました。

異例の開催ではありましたが、これからの当たり前になるのでしょうか？参加できたことを感謝し、これからの青年部活動に活かしていきたいと思



大会スケジュール

【11月25日(木)】

- ◎青連協第2回連絡協議会
- ◎部会長サミット(リモート公開)
- ◎懇親会

【11月26日(金)】

- ◎租税教育活動プレゼンテーション(リモート公開)
- ◎大会式典(リモート公開)
- ◎記念講演(リモート公開)

「身体と心・仕事と家庭バランスよく過ごすために」
講師 優木 まおみ氏

- ◎懇親会
- ◎物産展

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して 国等から支給される主な助成金等の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、各種助成金等が支給されていますが、その一部についての税務上の取扱い（課税・非課税）をまとめました。

法人税法

法人税法においては助成金等の種類・名称に関係なく課税の対象になります。帳簿上は雑収入として経理するのが一般的です。

所得税法

補助金の種類により課税上の扱いが異なります。

以下に記載した助成金等は一例ですので、記載のないものにつきましては、課税対象・非課税対象のどちらに該当するかを支払者にご確認ください。

1 課税対象となるもの

事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や必要経費に算入すべき支出の補てんを目的としたものなど）のほか、「2 非課税対象となるもの」以外の助成金等。

〈一例として〉

支払者	名称（例）	
国	・持続化給付金 ・月次支援金	
県	・千葉県中小企業再建支援金 ・千葉県宿泊事業者による感染防止対策等支援金	
市町村	館山市	・館山市新型コロナウイルス感染症対策医療・介護・障害福祉事業継続応援給付金 ・中小企業等事業所家賃支援助成金 ・館山市農水産物販路拡大支援事業補助金 ・館山市農・漁業者事業継続応援給付金 ・館山市宿泊事業者感染防止対策等支援金
	鴨川市	・雇用調整助成金等申請支援金 ・鴨川市お買い物割引補助事業
	南房総市	・南房総市新型コロナウイルス対応農業・水産業持続化給付金 ・南房総市新型コロナウイルス対応中小企業等持続化給付金 ・南房総市新型コロナウイルス対応中小企業等活力創出支援給付金

	鋸南町	・鋸南町中小企業等事業継続支援金 ・鋸南町農業者・漁業者事業継続支援金 ・鋸南町新型コロナウイルス感染症事業者支援金
--	-----	--

2 非課税対象となるもの

〈一例として〉

根拠	名称等（例）
支給の対象となる法律が非課税の根拠となるもの	・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7 条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法 7 条） ・雇用保険の失業給付（雇用保険法 12 条） ・生活保護の保護金品（生活保護法 57 条）
新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの	・特別定額給付金（新型コロナ税特法 4 条 1 項 1 号） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法 4 条 1 項 2 号）
所得税法が非課税の根拠となるもの	・学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号） ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条 1 項 18 号）

適格請求書（インボイス）発行事業者登録申請受付中

適格請求書発行事業者登録申請書の受付を開始しています。

登録申請書の提出先は、窓口提出の場合は所轄税務署、郵送の場合は「東京国税局インボイス登録センター（〒262-8514 千葉県花見川区武石町 1 丁目 520 番地）」になります。

国税庁 HP ではインボイス制度特設サイトを開設中です。

インボイスに関する詳しい情報は URL か QR コードをご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)

特設サイト



説明会サイト



また、インボイス制度に関するオンライン説明会も開催しております。

国税庁職員による説明のほか、チャット機能を活用した質疑応答も行っています。

各回の定員は先着 100 名ですが、参加費用は無料です。

詳しくは URL か QR コードから説明会サイトをご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm)



館山税務署

TEL 0470(22)0101(代表)

新型コロナウイルス感染症への対策

< ワクチン接種後も感染予防対策を徹底!! >

これからは日常生活と感染防止対策を両立していかなければなりません。ワクチン接種後も基本的な感染対策を徹底しましょう。

ワクチン接種後も 感染防止対策を徹底!!

基本的な感染対策

こまめな手洗い・消毒



マスク着用の徹底



適度な換気



十分な距離の確保



会食時のポイント

- ✓ 広さに応じて一定の距離を確保できる人数で
- ✓ 会話の時は、マスクを着用
- ✓ 認証店・確認店をご利用ください



新型コロナウイルスのまん延防止にご協力をお願いします

- ※ ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。
また、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません

★ 千葉県

<出典>千葉県ホームページより

健康コーナー

「加齢黄斑変性」とは

おうはん

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

黄斑とは網膜の中心部にあり、視力低下から失明にも至る病気

以前はほとんどなじみのなかった黄斑という言葉、近年はこの病気の増加に伴い聞きすることが多くなってきました。黄斑はカメラで言えばフィルムに当たる網膜の中央の、しかも半径3ミリぐらいのごく狭い領域にあります。

しかし、その中に視神経が密集しており、眼という器官の中で最も重要な部位なのです。ですから私たちが何かを見ようとすると、自然にピントが黄斑に合わされています。例えば視力が1.2とか1.5というのは、黄斑の働きの具合を意味します。黄斑以外の視力は何と0.1ぐらいしかありません。

ただし、その黄斑も遺伝や生活習慣の乱れなどによって障害を受け、十分な働きが出来なくなります。そのうち老化によって見え方が悪くな

るのがタイトルの加齢黄斑変性です。初期症状としては視力低下の前に物が歪んで見えたり、視野の中央が暗くなったりするケースが非常に多いことを頭に入れて下さい。

この厄介な眼病が現在、国際的にも憂慮されているのは、発病者数が微増という段階を超えて増え続けているからです。勿論、各国が高齢化に向かつて突き進んでいるのが最大の要因ですけれど、多くの国で患者の若年化が進んでおり、全世界の発病者は約1億3千5百万人と推定されています。日本の患者数も約69万人と見られ、9年間で二倍以上に増えたとの報告もあります。

病状は「萎縮型」と「滲出型」

この病気は老化により処理能力が衰えて、黄斑部に老廃物などが沈着し、異変をきたすことに始まります。そして病状のタイプは、欧米人に多

く、日本人に少ない「萎縮型」と、その逆である「滲出型」の二つに大別されます。

元々は、眼に対する光刺激に弱い欧米人に多い病気でした。ところが日本は世界でも有数の高齢国家になり、生活様式が欧米化したほか、テレビに加えパソコンの普及で眼に光刺激を受けることが多くなり、発病者が増加していききました。

「萎縮型」は黄斑の組織が加齢につれて萎縮していく病状で、ゆっくりと進行し、視力の急激な低下はありません。男性に多く、軽い段階で留まることはありますが、効果的な治療法は見つかっていません。

「滲出型」は、黄斑の変性が長く続いて、網膜のすぐ下に新しい血管が出来ることが原因です。

この血管は非常にもろく、そこから血液成分が漏れ出して黄斑にダメージを与え、障害度をより強めます。

自宅でのチェック法と予防法

以前は治療法のない難しい病気でしたが、近年は早めに発見すれば医学の進歩で進行を遅らせることは可能になってきました。この病気は自覚症状を起こしやすいことが周知され、患者側のアピールから治療法が進歩を続けた、とも言えます。

自覚症状とは、これまでに触れて

きた通り初期段階で物が歪んで見えること。このほか視界の真ん中がグレーになってかすむ症状も多くあります。それを事前にチェックするには年に一度の眼科検診がお勧めですが、セルフチェックも必要です。

皆さんは眼科での視力検査で使うアムスラーチャートをご存じですよね。碁盤の目のようなマス目の並んだ用紙です。これはネットでも入手できますから、三か月に一回を目安に挑戦したいですね。必ず片目ずつ切り札になります。

ライフスタイルでは、タバコは厳禁です。食事では黄斑部の色素に含まれるルテインやゼアキサンチンの多い緑黄色野菜（ホウレンソウ、カボチャ、ニンジン、ブロッコリーなど）を多く摂りましょう。ビタミン類や亜鉛のサプリも効能があります。

新しく光線力学的療法が登場した直後に、「眼や皮膚に直射日光や強い室内灯が当たると火傷のような症状が出ますよ」と厳重忠告が出たそうです。光刺激の歴史の一つです。

「筆者紹介」
大谷克弥（おおたに・かつや）
医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

新しく会員になられた皆さんです。 — よろしくお願ひします — 令和3年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所 在 地	電 話	業 種
北条第1	(株)古山装業	古 山 茂	館山市北条1642	0470(23)8796	内装工事
	中里(有)	中里 浩 士	館山市北条1820	03(3562)7608	飲食業
	あわなみ不動産(株)	藤 本 直 美	館山市北条1834－1	0470(29)3946	不動産
北条第2	(株) TRC	高 橋 亮	館山市広瀬852－1	0470(28)4857	建設業
	(合同)そうごう建設	加 戸 良 昌	館山市国分1225－7	0470(23)8531	土工
	(株) SAITO	齋 藤 嘉 一	館山市国分1201－1	0470(24)8431	建設業(塗装)
	(株)ワンズディー	石 井 唯 行	館山市国分911－1	0470(28)5820	不動産業
	(株)協生	鳥 海 計 公	館山市竹原913	0470(20)3325	建設業
北条第3	(株)内藤農園	内 藤 鉄 也	館山市八幡291－15	0470(49)5732	農業
長須賀	(株) TRY	島 壽 一 成	館山市長須賀682－2	0470(28)4774	福祉事業
	(合同)アルコ	沖 浩 志	館山市大戸37	070(1410)8808	食肉加工処理
館山	(株)安房解体	鈴 木 繁 之	館山市館山41－6	0470(28)5205	建設業
	(有)オオカ	山 崎 攻	館山市大賀456－1	0470(22)0740	コンビニエンスストア
	(株)おんだら農園	田 中 早 苗	館山市波左間159	0470(29)1194	農業
	館山市環境保全協業組合	川 名 庄 一	館山市西長田1163－5	0470(29)5441	環境保全協業組合
	(株)シンセイ	田澤勝 信	館山市宮城259－6	0470(23)1833	建設業
那古船形三芳	高尾商会(合同)	高 尾 直 克	館山市船形1044	0470(27)2170	スポーツレジャー業
	(株)石井塗装工業	石 井 智 将	南房総市海老敷259－3	0470(36)1155	塗装業
富浦	(株)ファームロッソ南房総	石 井 俊 輔	南房総市富浦町南無谷1963	050(3567)5516	農業
富山	(株) TFC	渡 邊 丈 宏	南房総市高崎1321	0470(29)7666	コンサルティング
	(株) Re.Tsukul	福 原 巧 太	南房総市久枝307－8	0470(57)4070	建設業
勝山	(株)巧住建	中 村 巧	鋸南町中佐久間2431	0470(55)8181	建設業
	(株)三洋建協	三 瓶 洋	鋸南町上佐久間478	080(1155)9112	建設業
保田	ASC (株)	笹 生 彰	鋸南町吉浜399	0470(55)3102	建材販売
	(株)バリューエージェント千葉南支店	矢 野 岳 彦	鋸南町大六203－1	0470(29)7475	保険代理店
千倉	(株)和楽	鈴 木 將 男	南房総市千倉町北朝夷2845－20	0470(29)7041	小売業
	(一社)南千葉古民家再生協会	石 井 正 明	南房総市千倉町白子1672	0470(44)2090	古民家再生事業
	海宙(株)	宇 畑 恵 子	南房総市千倉町平館894	0470(29)5321	福祉
	(株) Y'sエンジニアリング	吉 田 哲 也	南房総市千倉町大川449－1	090(2321)9445	サービス業
	(株)房総美装	結 縄 翔 太	南房総市千倉町大川1101－2	0470(43)8091	塗装業
	(合同)きびラボ	三 瓶 幸 雄	南房総市千倉町南朝夷1019	0470(29)3953	農業
丸山	(株)市原工務店	市 原 利 夫	南房総市杵見51	0470(46)4481	建築工事業
	(株) JAS	寺 川 広 貴	南房総市白子2966－2	0470(29)5683	農業
	(株)御子神農園	御子神 昭則	南房総市石堂18	0470(46)2119	農業
	八代トータルサービス(株)	八 代 利 弘	南房総市珠師ヶ谷519	0470(46)3691	サービス業
	(宗)青龍寺	高 木 快 道	南房総市岩糸1052	04(7096)0096	寺院
和田	(有)かわなストア 南三原店	川 名 浩 司	南房総市和田町海発1542	0470(47)3398	小売業
	(株)佐野Japan	佐 野 修 一	南房総市和田町柴816－1	080(1138)0758	野菜・資材販売
	(株)渡邊電気サービス	渡 邊 正 美	南房総市和田町海発1457－1	0470(47)4531	電気保安全管理

支部名	法人名	代表者	所 在 地	電 話	業 種
	(株)羽山土建	羽 山 信 之	南房総市和田町上三原210	0470(29)5306	土建業
	(株)南美舎	櫛原 八千代	南房総市和田町仁我浦243	0470(47)5085	物販・飲食業
江見	(宗)薬王院	高 木 宥 道	鴨川市江見青木41	04(7096)0090	寺院
鴨川南	(株) NEAT	園 田 淳 二	鴨川市貝渚3272-2	04(7092)4778	製造業
鴨川中央	(株)祐建ライフ	野 村 勝 巳	鴨川市川代1557-3	04(7096)5551	介護・福祉
	(株)ファームたけのうち	山 口 通 弘	鴨川市池田327-4	04(7093)0334	農業
	(株)楽育・鴨川	永 井 貞 夫	鴨川市川代1173	04(7092)4936	農業
	アルソアぼんどーる	大 森 優 江	鴨川市横渚1114	04(7096)6400	化粧品小売
鴨川北	(株)シールデレ	シールデレザ	鴨川市広場1969	080(5690)9226	飲食業
	農事組合法人 大八宮農組合	苅 込 公 夫	鴨川市八色785-2	04(7093)3604	農業
	(合同)オーシャン	木 内 愛 美	鴨川市八色439-1	080(9386)0951	介護事業
	(株) T&Mプランテーション	鳥 丸 桃 枝	鴨川市広場795-1	04(7094)5797	サービス業
天津小湊	(株)浩工務店	高 瀬 浩 明	鴨川市天津1064-1	090(4436)0929	建築業
	(株)嘉法丸	寺 崎 嘉 大	鴨川市浜荻1592-1	04(7094)0075	漁業
	大同生命保険(株)千葉支社木更津支店	松 井 孝 昭	木更津市大和2-1-2	0438(25)3510	生命保険業
	高山 昇税理士事務所	高 山 昇	東京都江東区亀戸1-8-4由田ビル3F	080(6799)6643	税理士

法人会の動き

令和4年1月以降の当面の事業・予定

月 日	事 業 ・ 会 議	会 場
1.13 (木)	館山税務懇話会例会	夕日海岸昇鶴
1.13 (木)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市文化体育館
1.14 (金) ～15 (土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	館山商工会館
1.27 (木)	絵はがきコンクール審査会	法青会館
2. 4 (金)	県法連・事務局職員研修会	ポートプラザちば
2.14 (月)	県法連・厚生委員会	ポートプラザちば
2.15 (火)	全法連・令和4年税制セミナー	ハイアットリージェンシー東京
2.16 (水)	e-Tax による確定申告の早期提出 館山税務懇話会 (法人会会長ほか)	館山税務署
2.17 (木)	県法連・事務局職員研修会	ポートプラザちば
2.24 (木)	青連協 千葉サミット	ポートプラザちば
2.28 (月)	県法連・税制委員会	ポートプラザちば
3.11 (金)	県法連・事務局長会議	ポートプラザちば
3.16 (水)	県法連・総務委員会	ポートプラザちば
3.18 (金)	第4回理事会	夕日海岸昇鶴
3.25 (金)	県法連・理事会	ポートプラザちば
未定 (3月中)	県法連・女連協常任理事会	
4.14 (木)	全法連・女性フォーラム「静岡大会」	ツインメッセ静岡
4.22 (金)	第1回理事会	館山シーサイドホテル
6. 8 (水)	第50回定時総会	夕日海岸昇鶴
6.17 (金)	県法連・総会・理事会・役員大会	三井ガーデンホテル千葉

税を考える週間で税務街頭広報

11月15日イオン館山・11月16日イオン鴨川で
税を考える週間行事として税の意義をピーアール

国の財政と消費税の役割
e-TAX、キャッシュレス納付
消費税の軽減税率制度
中学生による「税の作文」優秀作品の紹介
中学生の税に関する標語優秀作品の紹介
絵はがきコンクール、ティッシュ、マスクケースの配布
館山税務署・法人会・青色申告会・間税会・納連が共同で実施



イオン館山



イオン鴨川

インターネットでセミナー受講

館山法人会のホームページ (<http://www.tateyama-houjinkai.or.jp/>) から無料でセミナーがご覧いただけます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適で、映像と音声による本格的なセミナーです。勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご活用ください。
法人会会員の場合、会員専用IDとパスワードを入れてログインすれば、より多くのコンテンツが視聴できます。

お問い合わせは法人会事務局まで。(電話：0470-22-1389)



編集後記

2021年のノーベル物理学賞を受賞した真鍋淑郎(まなべ・しゅくろう)さん(90)。今から50年以上前に「二酸化炭素が増えれば地球の気温が上昇し、地球温暖化につながる」ということを世界に先駆けて発表。こうした成果がもとになり、地球温暖化や気候変動の研究が進みました。50年以上前に地球温暖化を予測していた、また90才での受賞は日本人最高齢は驚くばかり。でも一番驚いたのは真鍋氏の衰えぬ「好奇心」だろう。会員の皆様も「好奇心」を大いに働かせ、新型コロナに負けないよう、よい一年になるよう頑張りましょう。

富士山頂から太陽が昇る瞬間と夕日が沈む瞬間に、まるでダイヤモンドが輝くような光景が見られることがあり、この現象をダイヤモンド富士といいます。館山の場合は北条海岸、城山公園、伊戸下芝の3か所です。夕日が沈む瞬間のダイヤモンド富士が見ることが出来ます。特に北条海岸に面する館山湾は、鏡のように波静かなところから別名「鏡ヶ浦」と呼ばれ、空気の澄んだ日には、富士の秀峰が遠望でき「関東の富士見百選」や日本でも有数の夕日スポットから「日本の夕日百選」にも選ばれています。

(写真提供／松井啓悟)



【表紙】ダイヤモンド富士が見られるまち館山

会	報	第123号
発行年月日	令和4年1月15日	
発行責任者	本間 亨	
編集責任者	島田 誠一	
発行	(公社)館山法人会	
電話	0470-22-1389	
FAX	0470-23-3195	